資料2-1

地域スポーツの振興について

スポーツ庁健康スポーツ課

平成29年1月18日

目次

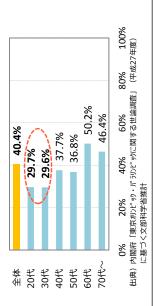
•	スポー	-ツ人[コ拡大	にば	句け	た官	民	連	携	プ	П	ジ	エ	ク		•	•	•	•	1
	運動・	スポ-	ーツ習	慣化	比促	進事	業	•	•	•					•	•	•	•		2
	子供の	運動	習慣ア	ッラ	プ支	援事	業	•	•								•			3
•	総合型	型地域	スポー	ツク	フラ	ブ・	•		•	•								•		4
•	スポー	-ツ推済	進委員															•		12
	スポー	-ツ医	・科学	等を	:活	用し	た	健	康.	増	進	プ	П	ジ	エ	ク	 			13
	スポー	- ツ施詞	没等安	全管	5理	推進	事	業												14

29年度予定額:90,000千円

岩量

スポーツ人口の拡大を通じて、国民医療費の抑制への貢献や健康寿命を平均寿命に限りなく近づけることのできる社会を構築する

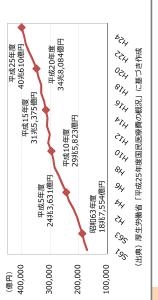
- ことが重要である。
 - 「日本再興戦略2016」や「ニッポンー億総活躍プラン」においても、新しい運動・スポーツの開発・普及や職域における身近な運 動等を推奨することにより、取り組みやすい健康増進活動を普及することが求められている。
- 週1回以上のスポーツ実施率
- 全体では40.4%に留まっている。
 - 特に20代、30代では30%未満。



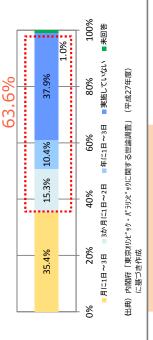
状

盟

- 国民医療費の推移
- 増加傾向にあり、平成25年度には 約40.1光田となっている。



スポーツ実施率が週1回未満の成人のうち 63.6%が月に1回未満のスポーツ実施。 未実施者 (週1回未満) の内訳



ドジネスパーソン向け国民運動(運動・スポーツ習慣づくり)

官民で連携し て通勤時間や休憩時間等に運動・スポーツをする習慣づくりを行う。 忙しいビジネスパーソンでも気軽に取り組めるように、

官民連携によるムーブメント創出

- 官民連携による推進コンソーシアムの設置
- ムーブメント創出
- (医組トメーツ)
- 業種・職種・性別ごとの行動メニュー - 国民運動の目標値、 指標の検討・設定
- 官民連携によるプロモーション活動の展開
- 好循環の創出に向けたエビデンス調査
- ータの収集 ムーブメントの自走・拡大に必要な実証デ
- ムーブメントによる経済効果調査



く取組例のイメージ〉 登庁時に13階の執務室まで 階段を登るスポーツ庁長官

新たなスポーツの開発

最先端の技術やクリエーター等を活用し、個人の行動変容を促す新 たなスポーツのスタイル等の開発などに取り組む。

新たなスポーツの開発事業

- 新たなスポーツに関する調査
- 生活者実態調査や成功事例収集など新たなスポーツの開発に必要な調査の実施
- アイディアコンテスト・ハッカンンの開催
- 新たなスポーツのスタイルの創造にチャレンジする企業やクリエーター等を対象 としたアイディアコンテストの開催
- 新しいスポーツの形や作り方、楽しみ方を議論し、具体化する場を提供するハッ カソンの開催
- 新たなスポーツの実証実験
- スポーツ無関心層への訴求力やビジネスモデルの持続可能性など普及に向けた研究

スポーツを通じて健康増進活動に取り組む人口の拡大

80.000十田 (新 29年度予定額

成人の週1回以上のスポーツ実施率は40.4%、週3回以上のスポーツ実施率は19.6%。(H27年度内閣府世論調査) [現状]

- 運動・スポーツを年1回も実施しなかった人の割合は22.6%。(H27年度内閣府世論調査)
- ノスポーツ参画人口の拡大とスポーツ未実施者ゼロへ向けた取組の推進。 (課題)
- 健康部局、産業部局等)(はもとより、域内の関係団体(企業、スポーツ団体、健康関連団体等)を巻き込んだ、持続可能な体制構築が必要。 運動・スポーツ無関心層に対する効率的・効果的な働きかけや運動・スポーツの習慣化を強化するため、行政内(首長直轄部局、スポーツ部局、 地方自治体のスポーツを通じた健康増進に係る多様な取組事例の収集・発信。

事業趣旨·目的

地域においてスポーツに関する行動と健康に関する行動に効率的にアク 多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、 セスすることができる環境の整備を行う必要がある。

関する取組を支援する。このことを通じて、多くの地域住民のスポーツへの 味・関心を持ち、その習慣化を図るため、スポーツ部局や健康福祉部局 運動・スポーツに無関心な層も含め、多くの住民が運動・スポーツに興 等と域内の関係団体が一体となって行う、スポーツを通じた健康増進に 参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

事業内容

具体的には、地域の実情に応じ、スポーツを通じた健康増進に資する 可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツへの興味・ 地方自治体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続 関心を持ち、習慣化につながる取組を支援する。 以下の取組を支援する。

- (1) 体制整備
- ポーツ団体、健康関連団体等から構成する実行委員会の開催。 、民間企業、ス 行政内(スポーツ部局、健康福祉部局等)
- スポーツ無関心層やスポーツ実施率の低い女性も含めた多くの国 (2) 運動・スポーツへの興味・関小を継続させる取組

民に対した、運動・スポーツへの参画機会の提供。

実施イメージ

局は、各々で運動・スポーツ ・スポーツ部局と健康福祉部 活動を実施。 【現状】

スポーツを通じた健康増進に 関する取組は緒についたば

ウォーキング大会・体操教室等を各々実施 健康福祉部局 スポーツ部局

地域住民

地域において持続可能な

- ○効率的・効果的に取組を実施する体制の整備
 -)事業の評価・検証体制の整備

存型 翻 編

実行委員会 (イメージ)

スポーツ部局 首長直轄部局

産業部局

健康福祉部局

総合型クラブ健康関連団体商工会議所等 民間企業スポーツ推進委員

連携

加城

スポーツウエルネス推進体制の構築

運動・スポーツへの興味・関心を継続させる取組 取組

囲

補助事業 (定額)

地方公共団体

子供の運動習慣アップ支援事業

29年度予定額:10,000千円

子供の体力については基礎的運動能力が依然として低い水準にあり、また積極的にスポーツをする 子供とそうでない子供の二極化が顕著に認められている。

より多くの子供が十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の 整備が求められている。

點調

現状

■ 男子 9歳 ■女子 9歳 9.93 平成26年度 昭和60年度 50m走 9.40 9.20 9.40 9.60 9.80 ·運動・スポーツが「ややきらい・きらい」と答えた児童(10歳)の最も多いきっかけは「小学校入学前から体を動かすことが苦手だったから(男子50%,女子60%)」。 ·運動・スポーツ実施時間が過60分未満の児童のうち、約65%は運動・スポーツが「好き・やや好き」と答え、50%以上が「もっとしたい」と答えている。



目的

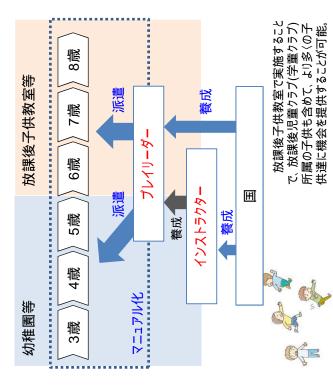
日常的に運動・スポーッを実施する習慣を身に付け、多様な体の動きを獲得すべき年代の子供に対し、運動遊びブログラムを通じて、楽しみながら多様な動きを身に付けることができる機会を提供する。また、その年代の保護者を中心に、この時期に多様な運動をすることの重要性を啓発する。

事業概要

ドできるプレイリーダーを養成する。併せて、プレイリーダーを養成できるインス ・運動遊びプログラムを通じて、子供達が主体的に活動できるようプレイリー ~ラクターを養成する。

・放課後子供教室や幼稚園等にプレイリーダーを派遣して、 小学生や幼児 ・上記の事業の課題・効果の検証を行った上で、事業普及のためマニュアル に運動遊びプログラムを提供し、多様な運動を身に付けるとともに、体を動 かす楽しさを体感してもらうことでその後の運動習慣の向上を図る。

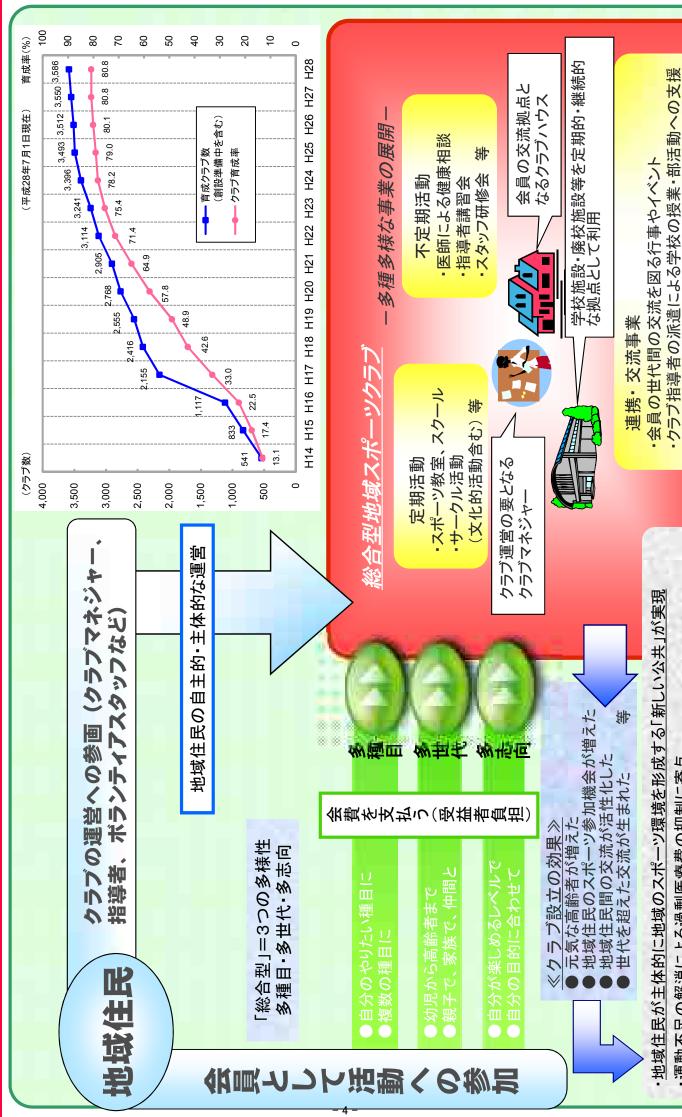
保護者向けにこの年代における運動遊びの重要性を啓発する。



子供が楽しく体を動かして遊ぶことを通して、身体活動・運動の質と量を共に高める。

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

総 合 型 蛄 域 スポーシクレブ にしいて

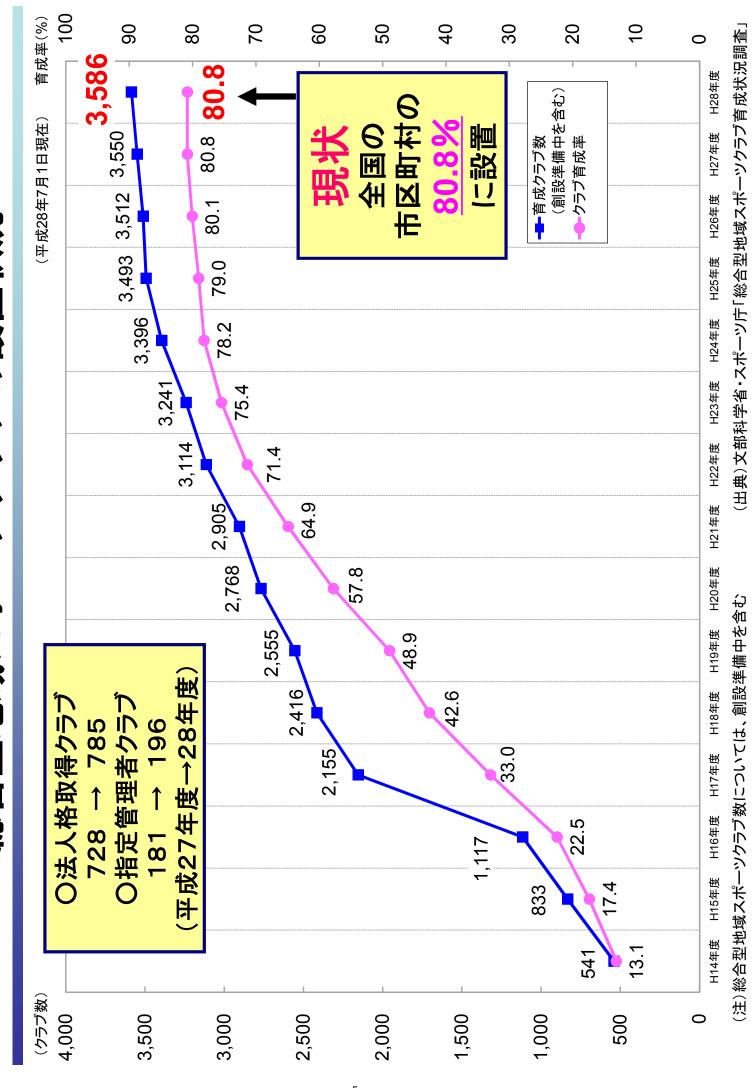


地域住民全体を対象としたイベント

学校の授業・部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展に寄与

運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与

統伯型地域スポーシクレブの設置状況



総合型クラブ設置数、設置率

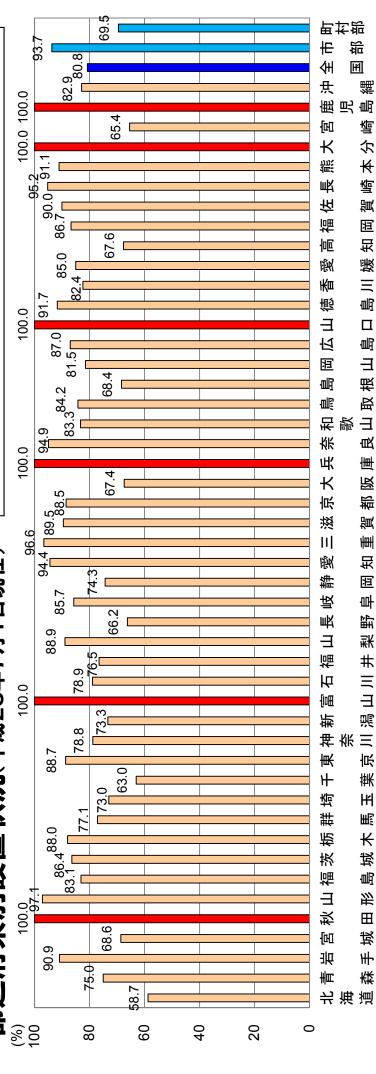
総合型地域スポーツクラブ数の推移(数値は各年度の7月1日現在)

		•	•		•				Ì				
年度	H16	H16 H17	H18	H19	H20	H21	H21 H22 H23 H24	H23	H24	H25	H26	H27	H28
設置クラブ数 (創設隅クラブ+ 創設準備中クラブ)	1,117	2,155	2,416	2,555	2,768	2,905	2,905 3,114	3,241	3,396	3,493	3,512	3,550	3,586
クラブ設置市区町村(①)	702	783	786	894	1,046	1,167	1,167 1,249	1,318	1,318 1,362 1,377	1,377	1,394	1,407 1,407	1,407
全国市区町村数 (②)	3,122	2,375	1,843	1,827	1,810	1,798	1,798 1,750 1,747 1,742	1,747	1,742	1,742	1,741 1,741 1,741	1,741	1,741
クラブ設置 市区町村の割合 (①÷②×100(%))	22.5	33	42.6	48.9	8'22	64.9	71.4	75.4	78.2	0.67	80.1	80.8	80.8

都道府県別設置状況(平成28年7月1日現在)

- 6 -

総合型クラブ(創設準備中含む)のある市区町村数/各都道府県の全市区町村数×100



恕 H 賀崎木分崎 島川媛知岡 良山取根山島口 世 阪 道 森手城田形島城木馬玉葉京川潟山川井梨野阜岡知重賀都※平成23年度データについては、岩手県、宮城県、福島県は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難で

あったため、平成22年度のデータで処理をしている。

(出典)文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」

平成28年度 総合型地域スポーツクラブ育成状況

(H28.7.1現在)

	ī	•		5		<u>a</u>	1		1	•		_	1						±/#=-^	+1) ~ -	_	(H28.7.1現	
1		1	創設済			<u>3</u> 計中クラブ数	育成クラ	創設済み	創設準 備中	④ 創設済み(②)					廃止・	統合等クラ゙	プ数	<u>うち</u> 、	市(特別区含	む)のみ	7	<u>うち、町村の</u> 8	<i>o</i> }
No	都道府県	市区町村数		うち、 動 休止ブ 数		うち、活 動 休止中 クラブ 数	が 総数 (②+3)	クラブ(②) がある 市区町 村数	m 中 クラブ(③) がある 市区町 村数	又は 創設準備中クラ プ (③)がある 市区町村数	クラブ 育成率 (④÷①)	法人格 取得 クラブ数	指定 管理者 クラブ数		うち、廃止数	うち、他 の総合 型と統合	うち、総合 型クラプ以外 のスポーツ団 体に移行	市数	創設済み又 は創設準備 中クラブがあ る市数	クラブ 育成率 (⑥÷⑤)	町村数	創設済み又 は創設準備 中クラブがあ る町村数	クラブ 育成率 (⑧÷⑦)
1	北海道	179	145	(6)	15	(2)	160	95	10	105	58.7%	34	5	17	(17)	(0)	(0)	35	30	85.7%	144	75	52.1%
2	青 森	40	34	(0)	2	(0)	36	29	2	30	75.0%	4	2	0	(0)	(0)	(0)	10	10	100.0%	30	20	66.7%
3	岩 手	33	56	(1)	19	(14)	75	25	9	30	90.9%	19	7	7	(1)	(6)	(0)	14	13	92.9%	19	17	89.5%
4	宮城	1	46	(0)	2	(0)	48	22	2	24	68.6%	18	12	0	(0)	(0)	(0)	13	11	84.6%	22	13	59.1%
5	秋 田		72	(0)	2	(0)	74	25	2	25	100.0%	15	6	1	(0)	(1)	(0)	13	13	100.0%	12	12	100.0%
6	山形		63	(2)	1	(0)	64	33	1	34	97.1%	15	5	0	(0)	(0)	(0)	13	13	100.0%	22	21	95.5%
7	福島		87	(9)	0	(0)	87	49	0	49	83.1%	32	12	6	(5)	(0)	(1)	13	12	92.3%	46	37	80.4%
8	茨 城		50	(0)	0	(0)	50	38	0	38	86.4%	18	2	2	(1)	(0)	(1)	32	30	93.8%	12	8	66.7%
9	栃木		56	(1)	1	(0)	57	22	1	22	88.0%	9	0	1	(0)	(0)	(1)	14	13	92.9%	11	9	81.8%
-	群馬	1	44	(0)	0	(0)	44	27	0	27	77.1%	16	0	5	(4)	(0)	(1)	12	12	100.0%	23	15	65.2%
11	埼玉	1	93	(1)	3	(0)	96	46	3	46	73.0%	56	2	6	(4)	(0)	(2)	40	34	85.0%	23	12	52.2%
\vdash	-	1																					
12	千葉	1	120	(2)	7	(0)	84	33	7	34	63.0%	18	2	4	(4)	(0)	(0)	36	30	83.3%	18	4	22.2%
13			130	(2)	5	(0)	135	52	5	55	88.7%	41	2	3	(3)	(0)	(0)	49	47	95.9%	13	8	61.5%
14	神奈川	33	86	(1)	3	(0)	89	26	3	26	78.8%	55	2	6	(1)	(0)	(5)	19	18	94.7%	14	8	57.1%
15			47	(2)	0	(0)	47	22	0	22	73.3%	22	11	5	(0)	(4)	(1)	20	19	95.0%	10	3	30.0%
16			62	(1)	0	(0)	62	15	0	15	100.0%	34	14	4	(1)	(0)	(3)	10	10	100.0%	5	5	100.0%
17	石 川	19	36	(1)	3	(0)	39	13	3	15	78.9%	23	9	4	(2)	(2)	(0)	11	10	90.9%	8	5	62.5%
18	福井	17	26	(0)	1	(0)	27	13	1	13	76.5%	5	2	1	(1)	(0)	(0)	9	9	100.0%	8	4	50.0%
19	山梨	27	30	(2)	3	(0)	33	21	3	24	88.9%	10	1	1	(1)	(0)	(0)	13	13	100.0%	14	11	78.6%
20	長 野	77	68	(4)	8	(0)	76	48	6	51	66.2%	19	2	13	(9)	(0)	(4)	19	17	89.5%	58	34	58.6%
21	岐阜	42	68	(3)	0	(0)	68	36	0	36	85.7%	25	9	14	(7)	(7)	(0)	21	19	90.5%	21	17	81.0%
22	静岡	35	62	(4)	8	(0)	70	26	5	26	74.3%	21	1	1	(1)	(0)	(0)	23	20	87.0%	12	6	50.0%
23	愛 知	54	137	(5)	3	(0)	140	50	3	51	94.4%	22	10	6	(2)	(0)	(4)	38	37	97.4%	16	14	87.5%
24	三 重	29	64	(1)	3	(0)	67	28	1	28	96.6%	20	7	6	(6)	(0)	(0)	14	14	100.0%	15	14	93.3%
25	滋賀	19	55	(0)	2	(0)	57	17	1	17	89.5%	17	8	2	(2)	(0)	(0)	13	13	100.0%	6	4	66.7%
26	京 都	26	56	(6)	3	(0)	59	22	2	23	88.5%	4	0	0	(0)	(0)	(0)	15	15	100.0%	11	8	72.7%
27	大 阪	43	62	(0)	2	(0)	64	28	2	29	67.4%	21	1	4	(4)	(0)	(0)	33	24	72.7%	10	5	50.0%
28	兵 庫	41	783	(0)	1	(0)	784	41	1	41	100.0%	2	2	57	(0)	(57)	(0)	29	29	100.0%	12	12	100.0%
29	奈 良	. 39	46	(0)	15	(0)	61	25	14	37	94.9%	15	4	2	(1)	(0)	(1)	12	12	100.0%	27	25	92.6%
30	和歌山	30	39	(1)	18	(0)	57	15	15	25	83.3%	16	4	6	(6)	(0)	(0)	9	9	100.0%	21	16	76.2%
31	鳥 取	19	25	(0)	5	(0)	30	15	3	16	84.2%	9	2	6	(5)	(1)	(0)	4	4	100.0%	15	12	80.0%
32	島根	19	34	(0)	1	(0)	35	13	1	13	68.4%	8	3	14	(14)	(0)	(0)	8	8	100.0%	11	5	45.5%
33	岡山	27	42	(1)	2	(0)	44	21	2	22	81.5%	8	3	4	(3)	(0)	(1)	15	15	100.0%	12	7	58.3%
34	広 島	23	37	(0)	0	(0)	37	20	0	20	87.0%	10	4	2	(2)	(0)	(0)	14	14	100.0%	9	6	66.7%
35	山口	19	48	(1)	3	(1)	51	17	3	19	100.0%	7	4	1	(1)	(0)	(0)	13	13	100.0%	6	6	100.0%
36	徳 島	24	34	(0)	1	(0)	35	22	1	22	91.7%	8	2	2	(1)	(1)	(0)	8	8	100.0%	16	14	87.5%
37	香川	17	26	(0)	4	(0)	30	12	4	14	82.4%	5	0	0	(0)	(0)	(0)	8	7	87.5%	9	7	77.8%
38	愛 媛	20	41	(4)	3	(0)	44	16	3	17	85.0%	5	1	1	(1)	(0)	(0)	11	11	100.0%	9	6	66.7%
39	高 知	34	31	(3)	0	(0)	31	23	0	23	67.6%	10	7	1	(1)	(0)	(0)	11	11	100.0%	23	12	52.2%
40	福岡	60	79	(0)	14	(10)	93	47	9	52	86.7%	19	1	3	(2)	(1)	(0)	28	26	92.9%	32	26	81.3%
41	佐 賀	20	28	(2)	1	(0)	29	18	1	18	90.0%	4	1	9	(6)	(0)	(3)	10	9	90.0%	10	9	90.0%
42	長 崎	21	36	(0)	1	(0)	37	20	1	20	95.2%	6	3	3	(3)	(0)	(0)	13	12	92.3%	8	8	100.0%
43	熊本	45	68	(1)	4	(0)	72	41	4	41	91.1%	12	7	1	(1)	(0)	(0)	14	14	100.0%	31	27	87.1%
44	大 分	18	42	(0)	2	(0)	44	18	1	18	100.0%	13	3	1	(0)	(1)	(0)	14	14	100.0%	4	4	100.0%
45	宮崎	26	32	(1)	0	(0)	32	17	0	17	65.4%	11	3	3	(3)	(0)	(0)	9	9	100.0%	17	8	47.1%
46	鹿児島	43	53	(0)	16	(0)	69	30	15	43	100.0%	18	6	0	(0)	(0)	(0)	19	19	100.0%	24	24	100.0%
47	沖 縄	41	49	(4)	14	(5)	63	27	13	34	82.9%	6	2	1	(1)	(0)	(0)	11	11	100.0%	30	23	76.7%
	計	1,741	3,385	(72)	201	(32)	3,586	1,319	163	1,407	80.8%	785	196	236	(127)	(81)	(28)	812	761	93.7%	929	646	69.5%

※平成26年度まで「廃止・統合等クラブ数」については、総数のみを表記していたが、より実態を正確に把握するために、平成27年度から廃止・統合等クラブに関する調査票を新たに設け、「廃止数」、「他の総合型 クラブと統合」及び「総合型クラブ以外のスポーツ団体に移行」を内数として表記することとした。

総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議

総合型クラブを取り巻く状況>

- 平成27年7月までに全市区町村の80.8%に3,550クラブが育成されたが、近年、 総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)は、平成7年に育成が開始され、 削設クラブ数が減少するとともに、廃止・統合等に至るクラブも生じている。
- いては、徐々に改善が図られているものの、依然として自己財源率が50%以下 のクラブが約4割を占めており、財政的な自立を含めた「質的な充実」を図るこ 総合型クラブの自立性・主体性を支える重要な要素である自己財源の確保につ と※が課題となっている。
- 充実・発展し、持続可能な「社会的な仕組み」として定着※してくことが求めら 総合型クラブが、多様なニーズや地域課題に応える新たな取組・形態等により れている。
- 平成27年6月「今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議」により提言された内容

< 総合型クラブに対する支援体制 >

- 都道府県スポーツ振興事業団等の外郭団体、クラブアドバイザー等の<mark>様々な</mark> 各都道府県の実状に応じて、広域スポーツセンター、都道府県体育協会、 公的組織・団体等が総合型クラブへの支援に携わっている。
- 総合型クラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)や各都道府県総合型クラ ブ連絡協議会などのクラブ間ネットワーク、拠点クラブによる取組など、ク ラブ同士で支援する取組も生まれている。
- 制について整理し、「質的な充実」や「社会的な仕組み」としての定着に重 こうした公的組織・団体等とクラブ間ネットワークとの役割分担や連携体 点を置いた効果的な支援体制を整備していくことが課題となっている。

「自立的な運営体制の整備] や「スポーツを通じた地域課題解決の取組] 等をキーワードに、これからの総合型クラブの在り方を検討する。 [総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議]

Ш 検討頃

◆総合型クラブに関する現状分析・今後の方向性

- 総合型クラブの現状(活動状況、財政状況、運営体制等)
 - 評価指標を活用した自己点検・評価等の実施状況
- 粃 - 地域課題解決に向けた取組の実施状況、先導的取組事例

今後の具体的な方策

- 財政的な自立を含めた「質的な充実」に向けた方策
- 持続可能な「社会的な仕組み」としての定着を図るための方策
- 総合型クラブ以外の組織・団体等との連携方策

◆総合型クラブの組織体制の在り方

- SC全国ネットワークと各都道府県総合型クラブ連絡協議会の組織体制 - 総合型クラブの活動やガバナンスに関する質の担保方策
- 総合型クラブへの支援の在り方
- 「質的な充実」や「社会的な仕組み」としての定着に向けた公的組織・ 団体による支援の在り方
- 広域スポーツセンター、都道府県体育協会、クラブアドバイザー、 府県総合型クラブ連絡協議会、拠点クラブの役割分担等の在り方

年間・メンバー

参事官 (地域振興担当) ・健康スポーツ課長、 ◆スポーツ庁

◆検討委員(敬称略)

- るもいスポーツクラブクラブマネジャー
- 加藤 弘和 日本体育協会スポーツ推進部クラブ育成課長 都農enjoyスポーツクラブクラブマネジャー
 - 高津総合型スポーツクラブSELF副理事長
 - 消令 防煙 笹川スポーツ財団主任研究員
- スポーツ健康産業団体連合会 事業委員 高崎 尚樹
- 早稲田大学スポーツ科学学術院教授 友添 秀則(座長)
- 松田 ·大阪教育大学付属高等学校平野校舎教諭
- ・日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部支援第二課長 ◆その他、随時事例ヒアリング対象を招聘
- 舭 民間企業 地方公共団体、クラブアドバイザー、スポーツ推進委員、

スケジュール

取組事例のヒアリングを交えながら、検討を行い、取りまとめた内容を スポーツ審議会へ報告。次期スポーツ基本計画へ反映。

7月15日: 第1回検討会(検討課題等の確認、意見交換等)
8月17日: 第2回検討会(事例ヒアリング、意見交換)
9月 8日: 第3回検討会(意見交換、意見の整理)
9月26日: 第4回検討会(意見のとりまとめ)

総合型地域スポーツクラブの令後の在り方に関する提言概要

マ社会の状況

- 少子高齢化の進行、人口の減少、市町村合併によるコミュニティへの影響
- 地方創生や一億総活躍社会などの政府の施策

地域におけるスポーツ環境 A

- ・人口減少や少子化によるスポーツ団体や運動部活動におけるチームスポーツ 種目の活動等への支障の危惧
- 地方公共団体の厳しい財政状況による公共スポーツ施設数減少への懸念
- 学校体育施設や廃校施設、余裕教室の有効活用の必要性

総何型クリフ

平成28年11月11日

総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議

- 3,550クラブが全市区町村の80.8%に育成
- 住民のスポーツ実施や地域社会への参画の促進、多様なニーズに応える取組 やスポーツを通じた地域課題解決等の効果
- 自己財源や活動場所の確保、PDCAサイクルの定着、行政と連携した地域課題 解決の取組の実施、公的支援対象となるクラブの明確化等が課題
- 広域スポーツセンターとクラブアドバイザーとの関係や役割の整理をはじめ、 型クラブへの支援体制の役割分担や連携体制について整理する必要性

\$

地域におけるスポーツの推進エンジンとなり、 持続的に成長していくための提言 合型クラブが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降

今後の基本的方向性と具体的方策等

- 総合型クラブが多様な主体と連携・協働して果たしていくべき役割
- 1. 地域におけるスポーツ環境の持続的発展への寄与
- 住民が種目を超えてスポーツを楽しみ、支える環境の形成を通じて、人口減少・少子高齢化社会において、多様なスポーツ種目に親しめる環境づくり

- 9

2. スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組の推進

- 総合型クラブの特徴を生かして、スポーツを通じた地域課題解決に取り組み、 「社会的な仕組み」として定着
- 運動・スポーツによる介護予防、放課後児童クラブ・子供教室でのスポーツ機 会の提供、部活動で実施が困難な種目のスポーツ機会の提供等の重要性
- 総合型クラブの自立的な運営に向けた基盤づくり

3. 総合型クラブの自立的な運営に向けた「質的充実」

- 多様な財源確保や会員同士が支える体制の強化、BDCAサイクルの定着など、持続可能な運営体制の構築に必要なクラブマネジメント
- 公益的な事業体としての役割を果たしていくための登録・認証等の制度の 整備の必要性

4. クラブ間ネットワークの充実・強化等

クラブ間ネットワークの充実・強化により、クラブ間の資源の共有・相互補完 や運営者同士の情報交換・学び合いの場を創出

■総合型クラブへの支援体制、地域スポーツの推進体制

総合型クラブへの支援体制の再構築等 ъ.

- 地域におけるスポーツ環境の持続的発展、スポーツを通じた地域の課題解決 に向けた支援について、行政が中心となり担う必要性
- 総合型クラブの自立的な運営の促進などの「質的な充実」に向けた支援につ いて、スポーツ団体が中間支援組織として役割を担う必要性
- 中間支援組織は、各都道府県において体育協会が主体となり、総合型クラブ 連絡協議会を基盤として組織体制を充実・強化した組織(総合型クラブネット ワーク(仮称))と連携・協働して運営

6. 地域におけるスポーツ推進体制の見直し

- 特に急速な人口減少・少子高齢化が見込まれる市町村において、地域スポー ツを一体的に担う体制について協議・検討の必要性
- スポーツを通じた健康増進・地域活性化等を含め一体的に担える事業体とし て再構築する観点から、スポーツ以外の領域を含めた協議・検討の可能性

「100年続くクラブづくり」に向けて将来的な実現可能性を検討していくことが望まれる姿

- ・住民の主体的な協働によるスポーツの推進を支える次世代の人材の持続的な育成
 - ・公益性に根ざした形で収益を生み出し、住民や行政等の理解を得て発展していく姿
- ・スポーツ施設以外の多様なスペースを活用してスポーツを楽しむことができる環境づくり ・住民が身近な場でスポーツに親しめる環境づくりに向けた学校体育施設開放の在り方
 - ·クラブ間ネットワークの役割を強化していくためのエリアマネジャー設置

都道府県レベルでの総合型地域スポーツクラブへの支援体制の再構築①

総合型クラブの創設・育成に関する支援等の広域スポーツセンターの機能について、現状では、地域の実情に応じて多様な主体が担っているが、 各支援主体の役割分担を明確化して再構築等を図る。 総合型クラブに対する全国的な支援体制をより効率的・効果的なものにしていくため、

現状

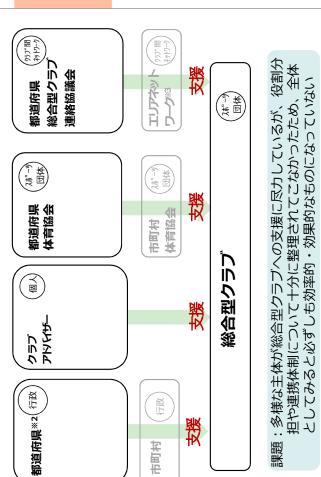
✓地域の実情に応じて、スポーツ関係組織・機関等が役割分担等 して、広域スポーツセンターの機能を担っている。

<広域スポーシセンターの機能※1>

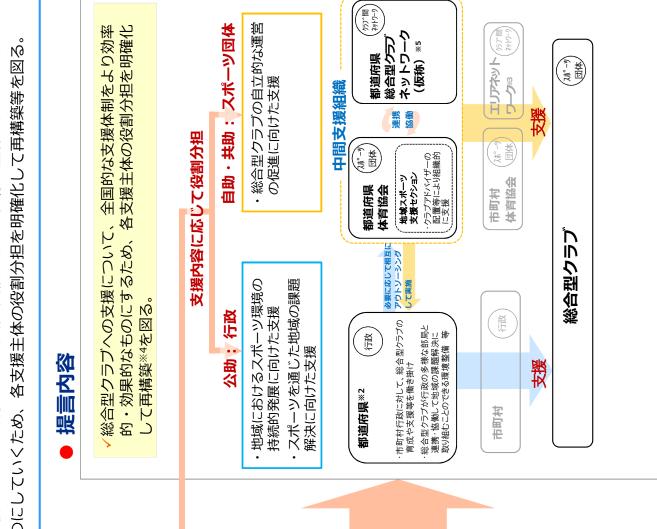
①総合型クラブの創設、育成に関する支援

- ②総合型クラブのクラブマネジャー・指導者の育成に関する支援
 - ③広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供
- ④広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催
- ⑤ 広域市町村圏におけるトップレベルの競技者の育成に関する支援
- ⑥地域のスポーツ活動に対するスポーツ科学・医学・情報面からの支援

- 10



- ※1.総合型クラブの創設・育成に関する支援等以外の広域スポーツセンターの機能(③~⑥)については、今後とも、地域
 - の実情に応じて、スポーツ関係組織・機関等で役割分担して担っていくことが重要。 ※2 スポーツを主管する首長部局・教育委員会及びスポーツ振興事業団等の外郭団体を含む。 ※3 地域の実情を踏まえ、必要に応じてボトムアップの形で構築される広域市町村圏・市町村単位のクラブ間ネットワーク
- *****
 - 互にアウトソーシングして実施するなど柔軟に取り組んでいくことが重要。 都道府県総合型クラブ連絡協議会を基盤として組織体制等を充実・強化した組織



都道府県レベルでの総合型地域スポーツクラブへの支援体制の再構築②

・提言における支援内容のポイント <行政:都道府県スポーツ主管部局>

地域におけるスポーツ環境の持続的発展に向けた支援

- 総合型クラブが育成されていない市町村に対して、総合型クラブ育成を働き掛け
- 総合型クラブが育成されている市町村に対して、市町村における地方スポーツ推進計画の策定や総合型クラブに対する支援について働き掛け
- 総合型クラブ関係者と市町村の総合型クラブ担当者との相互理解と課題の 共有等を促進するため、関係者が共に参加する研修会や会議等を開催

スポーツを通じた地域の課題解決に向けた支援

- 都道府県行政内部での連携体制を構築するとともに、市町村行政への働き掛けを行い、総合型クラブが市町村行政の多様な部局と連携・協働してスポーツを通じた地域課題の解決に取り組むことのできる環境を整備
- / 総合型クラブを地域における多様な主体と連携・協働して地域の課題解決に向けた取組を担える主体として育成するため、地域課題解決に向けた取組の立ち上げ支援(トライアル・モデル事業の実施、資格取得などの人材育成、連携・協働関係の構築等)
- 都道府県内における先導的な取組を域内の市町村に横展開

参考事例:新潟県における取組

市町村行政・総合型クラブ実務担当者合同研修会

従来、別々に開催していた市町村行政担当者会議と総合型クラブ実務担当者研修会を総合型クラブ連絡協議会からの提案により、平成23年度から合同開催。

合同研修会において、市町村行政と総合型クラブのそれぞれの視点からの意見交換等が行われ、顔の見える関係が構築されるとともに、課題の共有が図られている。

総合型クラブ協働モデル事業、協働促進事業等

平成24年度、25年度に総合型クラブ協働促進事業を実施し、医療・健康福祉分野と協働して、住民の健康増進に取り組む総合型プラブを言む。

平成26年度に総合型クラブ協働モデル事業を実施し、医療・健 康福祉分野との協働のノウハウを県内の他の総合型クラブに広げ るために研修プログラムを実施するとともに、協働相手となる市町 村の健康福祉部局等に対して協働モデル事業の成果等を普及・



<スポーツ回体:中間対援組織>

総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援

- 都道府県体育協会がクラブアドバイザーを配置するなど組織的に総合型クラブの自立的な運営を促進するための支援を担うとともに、都道府県総合型クラブネットワーク (仮称) が自立的な運営を促進するために現場で必要とされる取組について事業提案を行い、両者が協力して実施
- が 都道府県体育協会が、中間支援組織の役割を担っていくに当たっては、クラブアドバイザーを配置するだけではなく、各都道府県の実情に応じて、総合型クラブをはじめ地域スポーツを支援するセクションを設け、組織的に支援経
- 都道府県体育協会の負担軽減や事業の効率的な実施の観点から、必要な範囲において、事業の実施を都道府県総合型クラブネットワーク(仮称)に委託

参考事例:埼玉県における取組-

県体育協会への複数のクラブアドバイザー等の配置

埼玉県では、(公財)埼玉県体育協会に常勤のクラブアドバイザー1名、非常勤のクラブアドバイザー1名、常勤のスポーツアシスタント1名の合計3名を配置し、総合型クラブに対する支援を実施。

クラブ間ネットワークによる提案型プロジェクト

平成26年3月に、埼玉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を発展される形で、(一社)彩の国SCネットワークを設立。埼玉県内の全88クラブが一般会員又は正会員となりネットワークを運営。

エのノノンが、MXお買入れずエお買いまプインティークではほの。 (一社)彩の国SCネットワークから(公財)埼玉県体育協会への提案型プロジェクトとして、以下の事業等を(一社)彩の国SCネットワークが主催して実施。

・ステップアップ研修会:

専門家を講師として、スタッフ・サポーター等の確保、税務・会計、人事・労務管理、ファンドレイジング等について学ぶ研修会・クラブ経営塾プロジェクト:

クラブ経営者を講師として、収支予算書・月次収支レポート、 事業戦略(中期事業計画)、地域行政との連携・協働、地域課題 の解決等について学ぶ勉強会





スポーツ推進委員の概要

(1) 粋緯

明朗・快活で活力に富んだ国民生活を確立するためにはスポーツの持つ役割が大きいことから、地方の体育指導組織を確立し、その活発な活動を通 して、生活に直結したスポーツの振興を図るとの趣旨で、昭和32年に事務次官通達に基づき体育指導委員制度が発足し、昭和36年に成立した「スポーツ振興法」(昭和36年法律第141号)において「体育指導委員」が法的に位置付けられた。

「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)への改正により、スポーツ振興法で規定されていた体育指導委員は、これまでの職務に加えて「スポー **ツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が規定されるとともに、こうした職務内容にふさわしい名称として「スポーツ推進委員」が採用された。**

(2)スポーツ推進委員の役割

市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や 行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、地域スポーツ推進の中核的な役割が期待されている。

· (3) 現状 - 12

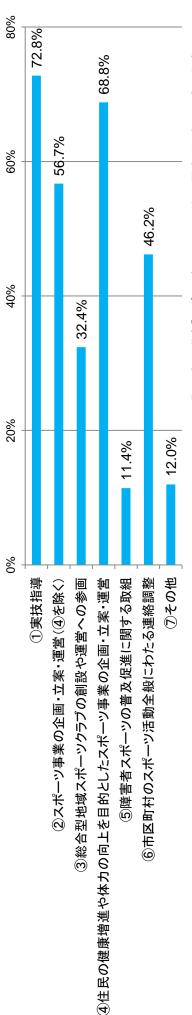
スポーツ推進委員数

51,048人(男性:35,285人·女性:15,763人)

出典)(公社)全国スポーツ推進委員連合HP「平成28年度都道府県別スポーツ推進委員数」

○スポーツ推進委員が行っている活動

(行っていると回答した市町村の割合)



(出典)文部科学省「スポーツ振興に係る取組に関する調査」(平成26年度)

スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト

(前年度予算額:17,866千円) 29年度予定額:15,758千円

我が国の医療費総額は年間約40兆円に達する中、スポーツは、国民医療費を抑制できる可能性もある。 A 端帽

▶ スポーツ庁においては、**「心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保」**を行うこととしており、国民の体力 の向上はもとより、スポーツを通じた人間形成や心のリフレッシュを含め、心身の健康の保持増進を図ることが不可欠

にある。

関係省庁と連携を図りながら、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、心身の健康の保持増進を図るための運 動・スポーツに関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的なプログラム等の検討を行う。 事業 製品

(1)心身の健康の保持増進のための運動・スポーツガイドライン(仮称)の策定

事業概要

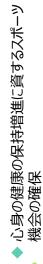
生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現に向けて、国民の誰もが、いつでも、どこでも、い つまでも、スポーツに親しむことができる環境を整備し、スポーツへの参画(する・観る・支える)の促進が必要。

そのためには、スポーツの意義や価値、位置づけなどを分かりやすく提示するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツ の継続的実施のための方策について整理することが必要。

国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を整備するため、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、 運動・スポーツに関するガイドライン(仮称)を策定。

【運動・スポーツガイドライン (仮称) の具体的内容】

- ②継続につなげるための方策。 ライフステージに応じた、①運動・スポーツを開始する、
- 「する」「観る」「支える」各視点から、ライフステージ応じた効果的なアプローチや具体策を提示。



地域スポーツの推進

(2)スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康寿命延伸事業

高齢者の自立への動機付けを高めることのできる効果的なプログラム等をスポーツ医・科学等の科学的根拠などに基づき検 誰でも簡易に楽しみながら取り組むことができるスポーツ・レクリエーション活動等を活用することにより、介護予防の現場などで

- 13 -

スポーツ施設等安全管理推進事業

(前年度予算額 4,794千円) 29年度予定額 4,700千円

1. 目的•要旨

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するためには、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる環境を整備する必要がある。

そのため、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及び軽減、 応急手当等の知識の普及・啓発等を図り、国民が安心してスポーツ活動を行うことがで きる社会の実現に資する。

2. 事業内容

プール、体育館、武道場など、子供をはじめ広く一般に利用されるスポーツ施設等における事故を未然に防止するための施設・設備の点検、指導方法、過去のスポーツ事故事例の発生原因とその対応策、AEDの活用を含む応急手当等について、具体的な知識の普及・啓発を図るため、施設の設置者である地方公共団体の担当者や施設管理者、学校関係者等を対象とした講習会を都道府県教育委員会等と共催で実施する。

【実施方法】

支出委任